

平成 24 年度 「農業委員会総会」及び「農用地除外地申請」について！

～ 「農業委員会総会」開催予定日 ～

農地の転用には、「農地法」の定めにより事前の許可が必要です。
 登記地目が農地であれば、耕作の有無に関わらず必要となります。
 また、地目が農地でなくても現況として農地の場合にも必要となります。
 なお、農地法に係る審査（所有権移転・転用等）をする「農業委員会総会」について、「平成24年度」は下記のとおり開催の予定をしています。

総会開催予定日	農地法申請締切日	備 考
平成24年 4月初旬	平成24年 3月 9日(金)	※期限厳守 ※農用地の確認 (農地転用「農地法第4条及び第5条」の場合)
6月初旬	5月11日(金)	
8月初旬	7月13日(金)	
10月初旬	9月14日(金)	
11月下旬	11月 2日(金)	
平成25年 2月初旬	平成25年 1月11日(金)	

～ 「農用地」の確認 ～

七宗町は、農業振興を目的として「七宗農業振興地域」を指定しています。
 「七宗農業振興地域」内には、土地改良をした優良農地などを「農用地」として指定し有効利用と保全を図っています。
 この農地は、基本的に農地以外に供することが出来ません。
 もし、転用する事由が発生した場合には、農地転用の前に「農用地除外地申請」に基づく「除外許可」が必要となります。
 なお、平成24年度の「農用地除外地申請」の受付は下記のとおりです。

平成24年4月2日(月)～6月29日(金)です。

「農用地除外地申請」は、毎年1回、決定に要する期間は、概ね6ヶ月程度必要です。
 「農地法」、「農用地」等に関する申請や不明な事柄については、各地区の農業委員さんから農業委員会事務局までお尋ねください。

農業委員会事務局

〒509-0492	
岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3	
七宗町役場 農林建設課 農務係	
電話番号	0574-48-1113 (直) 内線166
FAX番号	0574-48-2239